

4月から

個人情報保護のため

税務課窓口でも 本人確認始めます

本人確認のため、ご提示いただく書類

- ① 運転免許証、パスポートなど
官公署が発行した顔写真付きの証明書
- ② 健康保険被保険者証など
介護保険被保険者証、年金手帳ほか
- ③ 社員証、学生証など
民間機関などが発行した顔写真付きの証明書
- ④ その他、書類で確認できない場合は、
窓口で本人確認調査票にご記入いただきます

手続きには

税務課では、個人情報に記載されている税証明が、第三者によって不正に取得されることを未然に防止し、個人情報の管理をより適正に、より厳密に行うため、4月から証明書を取りに来た人（来庁者）の本人確認をさせていただきます。なお、昨年10月から試行期間として本人確認をさせていただきます。

証明書などの申請には、本人確認ができる書類として、次の①～③のいずれかをご提示ください。

本人が直接窓口に来ることができない場合は、代理人でも申請ができますが、その際は、委任が確認できる書類と代理人の本人確認ができる書類をご提示ください。

対象となる手続き

- 市県民税（所得・課税）証明書
- 固定資産税（評価・課税）証明書
- 納税証明書（完納証明書含む）
- 租税特別措置法に伴う住宅用家屋証明書
- 固定資産税台帳閲覧（名寄帳）
- 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

（ただし、地籍図については省略できます。）



問合せは

税務課

☎0211-91616

市民課窓口でも 本人確認行っています！

住民票や戸籍謄本の交付請求など、市民課での手続きにも、本人確認をさせていただきます。

手続きには、上記①～③の書類が必要となります。ただし、印鑑登録戸籍届出（婚姻・離婚・養子縁組・転籍など）、市民カード・住基カードの交付は、上記①の書類で本人確認をさせていただきます。

対象となる手続き

- 住民異動届
転出・転入・転居など（国民健康保険・国民年金にかかる異動届を含む）
- 住民票、戸籍の附票の写しなどの交付請求
- 戸籍・除籍謄抄本などの交付請求
- 印鑑登録証明書の交付請求
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求
- 身分証明書の交付申請
- 臨時運行許可申請

問合せは

市民課

☎0211-20816

ほか

市民課窓口の時間延長

毎週木曜日は19:00まで時間を延長して業務を行っています。
ただし、国保・年金・外国人登録・船員に関する事務は除きます。